

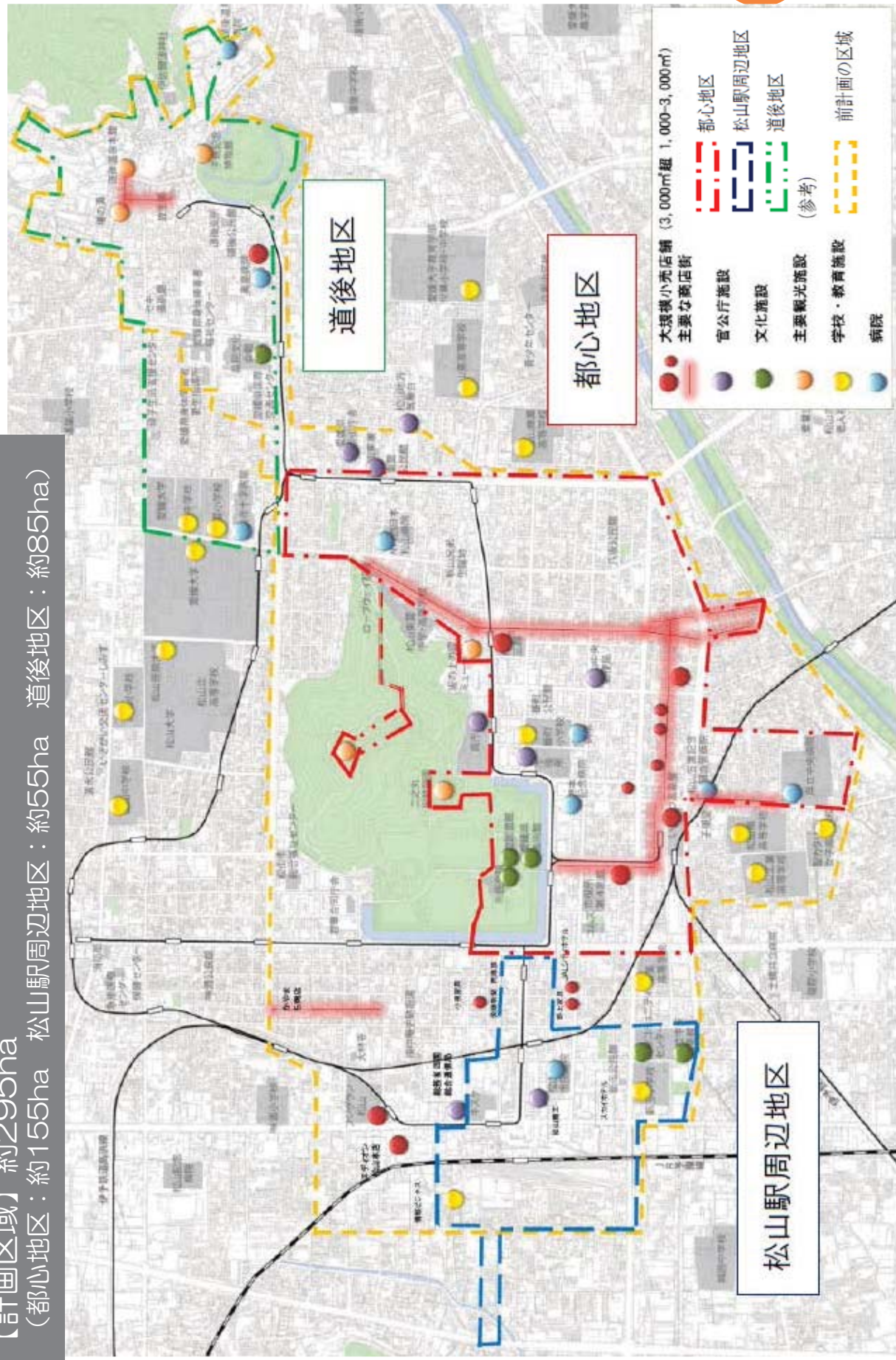
大規模小売店舗立地法 特例区域指定等の権限移譲について

平成27年7月8日
松山市産業経済部地域経済課

1. 松山市中心市街地活性化基本計画区域

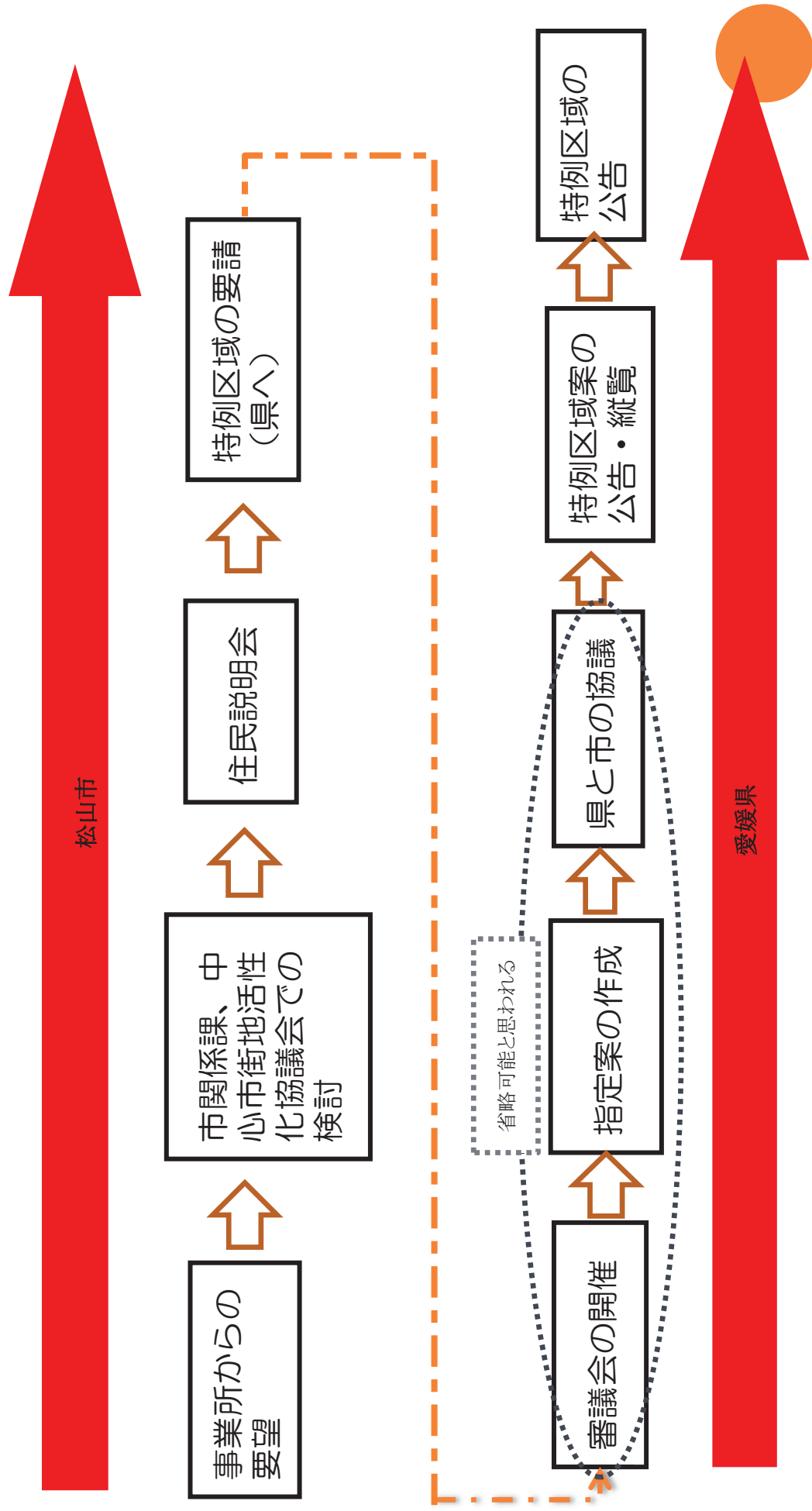
「松山市中心市街地活性化基本計画」(第1期:平成20年11月、第2期:平成26年10月内閣総理大臣認定)における区域は、下記の①都心地区、②松山駅周辺地区、③道後地区のエリア。

【計画区域】約295ha
(都心地区:約155ha 松山駅周辺地区:約55ha 道後地区:約85ha)



2. 大規模小売店舗立地法特例区域指定の流れ

大規模小売店舗立地法特例区域の指定にあたっては、下記の手続きが必要。
なお、特例区域案の公告・縦覧の際、地元住民等の意見書の提出があった場合は、必要に応じて特例区域案の作成から再度行う。



3. 本市における大規模小売店舗立地法特例区域の指定について

(1) 現在までの指定状況

店舗名	指定区域	指定要請日	指定公告日	特例種類
ジュンク堂書店 松山店	千舟町五丁目7番1	平成21年10月28日	平成21年12月22日	第二種特例 区域
松山三越・ ファッショ ン タウンアヴァ	一番町三丁目1番1～3,2番1,2番9～11, 2番15,2番22 二番町三丁目9番1～10,10番3,10番5, 10番9～11,10番13～15 大街道二丁目4番8～11,4番17,4番 18,4番26	平成23年9月26日	平成23年11月18日	第二種特例 区域
AEL MATSUYAMA	松山市一番町二丁目3番6～9 大街道二丁目5番12、5番13、5番37、 5番38、5番42	平成27年2月24日	平成27年5月1日	第二種特例 区域

(2) 本市の指定要請方針

指定要請の対象地	「松山市中心市街地活性化基本計画」における区域内
指定要請に係る 基本条件	<p>①<u>二つの百貨店を含む中央商店街及びその周辺地区（商業等活性化重点区域）</u> ⇒関係権利者等の理解を前提に、賑わいの維持、再生、創出に向けた新たな動きが見られる空き店舗や既存店舗、共同建替え、再開発事業区域等に対し、積極的な指定要請の推進を図る。</p> <p>②<u>上記以外の中心市街地活性化地区</u> ⇒関係事業者の要請に基づき、該当する物件の集客核としての賑わいの喪失又は衰退等が見られ、既存店舗の増床や営業時間の延長等消費者の利便性を向上させる新たな措置や新店舗の立地等により賑わいの維持や創出が見込まれる場合に指定要請を検討する。</p>
指定要請に係る 手続き	<p>指定要請にあたっては、上記基本条件及び愛媛県の「大規模小売店舗立地法特例区域の指定に関する基本方針」における特例区域の指定基準（※）に基づいて行う。</p> <p>※特例区域の要件及び指定の効果、住民等の理解等</p>

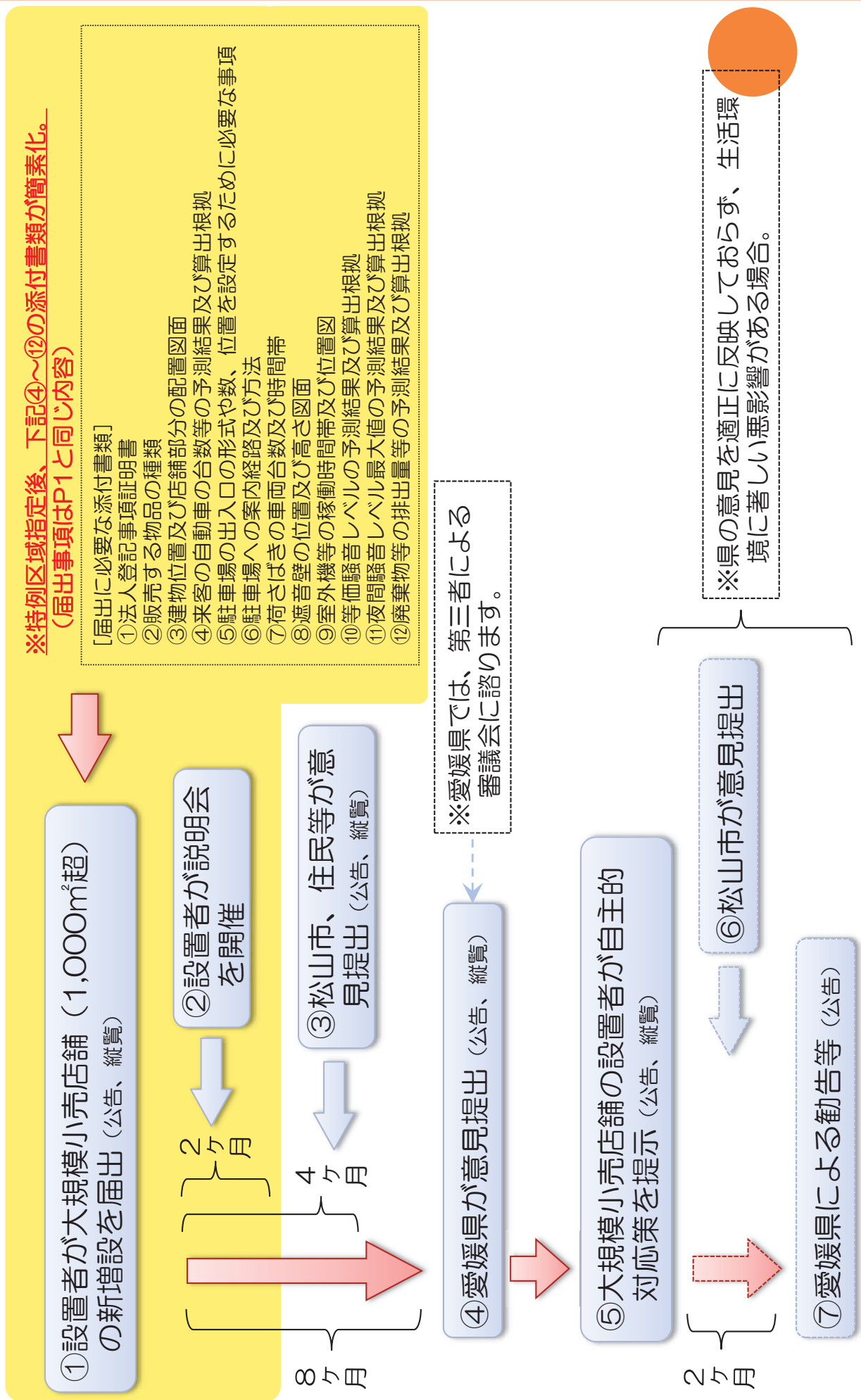
4. [参考資料] 大規模小売店舗立地法特別区域の概要

中心市街地の商業等の活性化を図ることを目的に、「中心市街地の活性化に関する法律」に規定されている特別措置。都道府県等が、中心市街地への大規模小売店舗の迅速な立地促進を行うことが必要と認められる区域を「第一種特別区域」、「第二種特別区域」として指定し、大規模小売店舗立地法に基づく届出等に係る要件を緩和するもの。

	第一種特別区域	第二種特別区域
対象区域	国の認定を受けた中心市街地区域	全国の中心市街地区域（国の認定不要）
特例内容	<p>大規模小売店舗立地法が実質的に適用除外（※廃止の届出（法第6条第5項）のみ必要）</p> <p>[緩和事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模小売店舗の新設又は変更に関する届出の撤廃。 ● 設置者による説明会の開催の撤廃。 ● 市町村や住民等の意見聴取手続きや都道府県等の意見表明手続き、勧告・公表手続きの撤廃。 ● 生活環境の保持への配慮規定・都道府県知事による報告徴収の適用除外 等 	<p>大規模小売店舗立地法に基づく届出及び説明会の開催のみで出店可能</p> <p>[緩和事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模小売店舗の新設又は変更に関する届出に係る添付書類の簡素化。 ● 大規模小売店舗の新設又は変更に関する8ヶ月制限の撤廃。 ● 市町村や住民等の意見聴取手続きや都道府県等の意見表明手続き、勧告・公表手続きの撤廃。

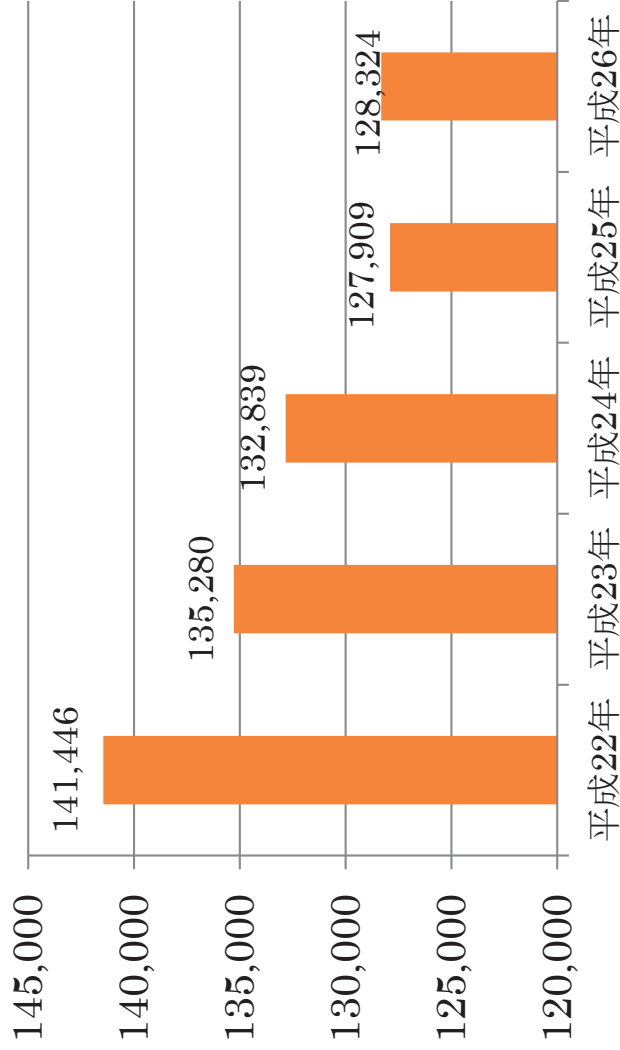
5. [参考資料] 大規模小売店舗立地法特別区域指定後の手続き（第二種特別区域）

今回検討している「第二種特別区域」が指定された場合、下記手続きのうち、①届出（添付書類は簡素化）及び②説明会の開催で大規模小売店舗の出店が可能となり、中心市街地の商業等の活性化に寄与することが期待される。

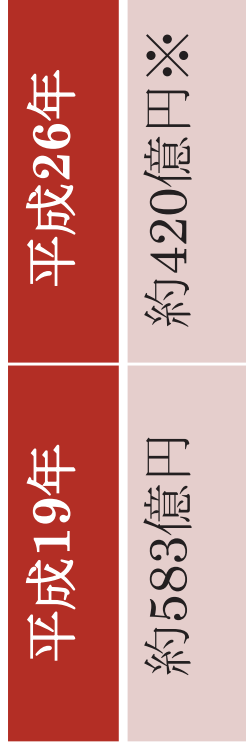


6. 松山市中央商店街の現状について

【1. 通行量と空き店舗率】



【2. 販売額の推移】



平成19年については経済産業省商業統計
平成26年については中心商店街の大型店舗推移を参考に算出

約2.8割減

通行量はここ5年で約1割減

【3. 中央商店街空き店舗率】

空き店舗率は直近5年について毎年10%以上

